

児童手当における所得額の計算方法について（児童手当法施行令第3条）

所得額

－

控除額

－ 8万円 ＝

比較所得額

次の所得の合計

- ・ 総所得（※1）
- ・ 退職所得（総合課税）
- ・ 山林所得
- ・ 条約適用配当等
- ・ 土地等にかかる事業所得等
- ・ 長期譲渡所得（分離課税）
- ・ 短期譲渡所得（分離課税）
- ・ 先物取引にかかる雑所得
- ・ 条約適用利子等

次の控除額の合計

- ・ 雑損控除額
- ・ 医療費控除額
- ・ 小規模企業共済等掛金控除額
- ・ 普通障害者控除 27万円
(特別障害者控除 40万円)
- ・ ひとり親控除 35万円
- ・ 寡婦控除 27万円
- ・ 勤労学生控除 27万円

※1 総所得

給与所得（※2）、事業所得、利子所得、配当所得、不動産所得、一時所得、雑所得、長期・短期譲渡所得の合計額です。なお、給与所得又は雑所得（公的年金等に係るものに限る）を有する場合、その合計額から10万円控除した金額を用います。

※2 給与所得

給与支払額ではありません。源泉徴収票では、「給与所得控除後の金額」欄の金額です。